

I. 専門医制度の理念と設計

1. 専門医像、専門医制度、各領域学会と専門医機構

専門医とは、各専門領域において、国民に標準的で適切な診断・治療を提供できる医師である。専門医制度を構築するにあたっては、上記の専門医の意義を正しく反映するものでなければならない。専門医制度では、各領域のあるべき専門医としての医師像を定め、医師として共通の基本的能力の修得は言うに及ばず、各領域において備えるべき専門的診療能力、専門医の育成・更新~~過程課程~~を明示するとともに、各領域を通じた標準化が求められる。

各基本領域学会は、基本領域学会専門医~~(専門医の名称については今後検討する)~~の育成のため、①専門医育成のプログラム基準の作成、②専攻医募集と教育、③専門医認定・更新の審査、④研修プログラムの審査をおこなう。

~~サブスペシャリティ学会の専門医制度(専門医の名称については今後検討する)は基本領域学会がサブスペシャリティ学会と協同して、サブスペシャリティ学会専門医検討委員会(仮称)を構築し、サブスペシャリティ学会専門医育成のための①専門医育成のプログラム基準の作成、②専攻医募集と教育、③専門医認定・更新の審査基準、④研修プログラムの審査を含む整備基準、モデル研修プログラムを作成して日本専門医機構に提出し、日本専門医機構の承認を得たうえで、当該サブスペシャリティ学会専門医制度を運用する。~~

~~日本専門医機構(以下、機構という)は、各基本領域学会の各制度及び各基本領域学会とサブスペシャリティ学会で構築してサブスペシャリティ学会専門医検討委員会の各制度に助言・評価する機関とする。機構は、その所掌するサブスペシャリティ学会専門医およびそのあり方について今後検討をおこない、3年を目処として見直しをおこなう。その業務内容は各専門医制度の①標準化および質の担保、②検証、③専門医(更新者を含む)および研修プログラムの機構としての審査と認定を行う。1986年三者懇談会(日本医師会、日本医学会、学会認定医制協議会)の議論の結果、専門医制度の根幹は「学会の専門医制度」ではなく、「各基本領域の専門医制度を各専門領域学会が運営し担う」ことであると~~

~~された。意味するところは「学会の専門医制度」は機構の助言・評価がないが、「各基本領域の専門医制度を各専門領域学会が運営し担う」は機構の助言・評価を受け付けることである。~~

なお、「総合診療領域」の専門医については、機構が~~内で~~制度構築を行い、~~ついでに~~ころであるが本整備指針を踏まえることとする。

以上を勘案して、専門医の制度確立の基本理念を以下のように定め~~る~~た。

1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた専門医の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診にあたり良い指標となる制度であること
3. 専門医の資格が国民に広く認知される制度であること
4. 医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療に十分配慮した制度であること

なお、サブスペシャリティ領域については、基本領域学会が担当する学術団体（サブスペシャリティ学会）と協力しては関係する基本領域学会と協力してサブスペシャリティ学会専門医検討委員会（仮称）を構築構成し、基本領域専門医育成のための制度と同様のサブスペシャリティ領域専門医育成のための制度設計を行い、機構の助言・評価を受ける。その詳細はサブスペシャリティ領域専門研修細則に定める。